

【医療法人社団石鎚会 行動計画】

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画を策定いたします。

1. 計画期間 2024年 4月 1日～2029年 3月 31日までの 5年間

2. 目標

- (1) 有給取得率を 75 %以上を目指す
- (2) 採用した労働者に占める女性労働者の割合が 70 %以上を維持できることを目指す
- (3) 男性職員へ子育て目的の育児休業取得促進を行う

3. 取組内容と実施期間

目標1 有給取得率を 75 %以上を目指す

<対策>

- ・ 2024年 4月 1日 ～
各部署の有休取得状況の把握をし、各職員が平均的に有休取得出来るよう
各所属長へ情報提供を行う
- ・ 2025年 4月 1日 ～
有給取得が進まない部署に対して個別に当該部署の業務体系に則した具体的対策を図る
以降、毎年と同様の対策を図り全部署での目標達成を目指す

目標2 採用した労働者に占める女性労働者の割合が 70 %以上を維持できることを目指す

<対策>

- ・ 2024年 4月 1日 ～
採用、事業所内異動において女性労働者割合の偏りがでていないか状況調査を行う
- ・ 2025年 4月 1日 ～
女性労働者の配置に偏りが生じている場合、必要な部署に対して採用時の人員調整等の対応を図り是正を行う
以降、毎年と同様の対策を図り目標達成を目指す

目標3 男性職員へ子育て目的の育児休業取得促進を行う

<対策>

- ・ 2024年 4月 1日 ～
制度改正内容について改めて社内会議での周知、クラウドシステムを利用した周知を実施、
加えて個別で申し出があった場合には直接本人へ情報提供を担当窓口より行う
- ・ 2025年 4月 1日 ～
部署ごとで男性労働者の育児休業取得状況を把握し、偏りがある場合は周知を図る
以降、毎年と同様の対策を図り取得を促進する

2024年4月
医療法人社団 石鎚会